

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜、
休日は、
がと日
日たる
の翌)

目 次

- ◇告 示 県営土地改良事業計画の決定（農村整備課）
開発行為に関する工事の完了（都市計画課）
出納長の権限に属する事務の一部の委任（会計課）
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇公 告 調理師試験の実施（健康対策課）
- ◇正 誤 平成六年六月七日付鳥取県公報第六千五百七十九号中訂正

告 示

鳥取県告示第四百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業上峰寺地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年六月二十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百九十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年四月二十八日 鳥取県指令受都計三―二第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市奈喜良字北平下及び字岩屋

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市奈喜良三五―一

西村 正治

鳥取県告示第四百九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出

納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成六年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
音楽座ミュージカル 「とつてもゴースト」	平成六年 九月 十七日	鳥取県立県民文化会館
二期会オペラ 「セビリアの理髪師」	平成六年 十月 十日	境港 市民会館
狂言の東西を楽しむ 「日本人の笑い」	平成六年 十月二十七日	鳥取県立県民文化会館
日韓の歌声ひびけ 「虹を架けるハーモニー」	平成六年十一月 十三日	米子市 公会堂
東京混声合唱団特別公演「合唱の楽しみは限りなくひろがる」	平成六年十一月二十三日	鳥取県立県民文化会館
名流日本舞踊会	平成六年十一月二十七日	鳥取県立県民文化会館
日本フィル室内合奏団とチェロの夕べ	平成六年十一月二十九日	鳥取県立県民文化会館

二 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化振興課

主幹 山 根 巖
三 委任期間

平成六年七月一日から同年十一月三十日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

平成六年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成六年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 日時 平成六年六月二十一日(火) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会

三 議題 平成六年度市町村選挙管理委員・啓発担当者研修会開催要領について

公 告

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

平成6年6月17日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>1 受験資格 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したものの</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者等）</p> <p>(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者</p> <p>(3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者</p> <p>(4) 調理師法施行規則附則第3項各号のいずれかに該当する者</p> <p>2 試験の日時 平成6年8月31日(水) 午前8時50分から正午まで</p> <p>3 試験の場所 次の各試験会場のうち、受験者の希望する試験場</p> <p>(1) 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂</p> <p>(2) 倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所大会議室</p> <p>(3) 米子市柗町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂</p> <p>4 試験科目</p> <p>(1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 栄養学</p> <p>(4) 食品学 (5) 食品衛生学 (6) 調理理論</p> <p>5 受験手続</p> <p>(1) 書類の提出先 住所地を管轄する保健所</p> <p>ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所</p> <p>イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>ア 受験願書 (所定の様式によること。)</p> <p>イ 履歴書</p> <p>ウ 中学校 (これに準ずる学校を含む。) 以上の卒業証明書又は卒業証書の写し</p>	<p>(卒業証書の氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異なっている場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。)</p> <p>エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類 (所定の様式によること。)</p> <p>オ 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身像でライカ版(縦4cm、横3cm)のものとし、その裏面に氏名及び生年月日を記載すること。)</p> <p>(3) 受験に関する書類の提出期限 平成6年7月18日(月)から同月22日(金)まで (郵送の場合は、平成6年7月22日までの消印のあるものを有効とする。)</p> <p>6 受験手数料及びその納入方法</p> <p>(1) 受験手数料 5,000円</p> <p>(2) 納入方法</p> <p>(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。</p> <p>7 携行品 筆記用具及び受験票</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 合格者の発表は、原則として試験後15日以内に受験願書を提出した保健所に合格者の氏名と受験番号を掲示して行う。 なお、合格者には合格証を保健所で交付する。</p> <p>(2) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。</p> <p>(3) 受験の詳細については、住所地を管轄する保健所又は鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部健康対策課 (電話0857-26-7195) にお問い合わせること。</p>
--	---

正 誤

平成六年六月七日付鳥取県公報第六千五百七十九号中次の箇所^に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
六 下 十三 日野町に 日野郡に

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県
【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】